

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第3期納期限 12月25日(金)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった方は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務担当 ☎564-0303(前谷1-1・水道庁舎内)



平成28年度の行田市生活道路等整備事業評価が閲覧できます

市では、市民の皆さんから寄せられた道路などの整備に関する種々の要望の事業化に当たり、より公平性・透明性を確保し、かつ効率的な事業執行が図れるよう、「行田市生活道路等整備事業評価システム」を導入しています。

なお、事業評価の結果について、次の場所で閲覧できます。

▶閲覧場所および内容

【道路治水課】生活道路や生活排水路の整備要望に関する事業評価

【農政課】農道や農業用排水路の整備要望に関する事業評価

▶問い合わせ

- ・道路新設改良については道路治水課道路建設担当、道路維持修繕については同課維持補修担当、排水路整備については同課治水担当 ※いずれも ☎550-1553
- ・農道や農業用排水路整備については農政課耕地担当(内線388)



全国一斉労働トラブル110番

▶日時 12月19日(土)午前10時～午後5時

▶内容 賃金、残業代、解雇、セクハラ、違法派遣問題などの労働相談です。

▶方法 電話による無料相談

▶相談電話番号 0120-610-787

▶主催 全国青年司法書士協議会

▶問い合わせ 司法書士鈴木 ☎048-969-5511



行田市生活排水処理基本計画(変更案)に対する意見を募集します

市では、公共下水道・合併処理浄化槽の効率的な整備を図るため、平成22年3月に策定した「行田市生活排水処理基本計画」の見直しを進めています。

このたび、変更案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

▶募集期間 平成28年1月12日(火)～2月12日(金)

▶閲覧場所 下水道課、環境課、市政情報コーナー ※市ホームページからも閲覧可

▶意見提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0038 行田市前谷1-1 行田市下水道課【FAX】553-0791【Eメール】gesui@city.gyoda.lg.jp

▶問い合わせ 下水道課工務担当 ☎564-0303

平成28年消防出初式

安心・安全な行田を担う消防職団員が一堂に会し、市民の皆さんと共に一年の安全を願い、防火防災思想の普及と消防職団員の結束を図ることを目的として「行田市消防出初式」を実施します。

▶日時 平成28年1月9日(土)正午開始

▶場所・内容

【産業文化会館前・市役所玄関前】

開会式、消防職団員による各種訓練

【水城公園】

消防車および防災ヘリコプターによる一斉放水



▶その他

- ・当日は消防車がサイレンを鳴らしながら走行しますので、火災と間違わないようご注意ください。
- ・通行止め時間帯は、付近の公共施設の駐車場は利用できません。
- ・午後2時30分ごろから3時15分ごろにかけて、水城公園において一斉放水を行います。付近にお住まいの方は洗濯物などに水がかからないようご注意ください。

▶問い合わせ 消防本部総務課 ☎550-2120



昨年の出初式の様子

住宅用火災警報器設置に関するアンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が任意抽出した世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。なお、訪問時には必ず身分証明書を提示しますので、ご確認ください。消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っただけの確認や点検は一切行いません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶調査期間 12月1日(火)～平成28年3月31日(休)

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121



火災に遭われた方へ 民間賃貸住宅の家賃一部を補助します

市では、火災により自宅などを焼失し、緊急に別の住まいを必要とする方(世帯主)へ、民間賃貸住宅をあっせんする他、家賃の一部を補助しています。

▶要件

- ・火災の原因がその世帯に属する方の故意によるものでないこと
- ・火災発生時、市内に住所を有していたこと
- ・生活保護を受けていないこと
- ・その世帯に属する方全員が市税を滞納していないこと

▶補助金の限度額

【一人世帯】月額37,000円

【二人以上の世帯】月額44,000円

※敷金および礼金などを除きます。また、月の途中で賃貸借契約を締結および解約し、家賃額が日割り計算された場合は、その額と補助限度額を同じ日数で日割り計算した額のいずれか低い額を補助します。

▶補助金の申請期限 火災により被害を受けた日から3カ月以内

▶補助金の交付期間 賃貸借契約を締結した日から起算して3カ月以内

▶その他 申し込み時の提出書類など詳細については、市ホームページを参照するか、電話で問い合わせください。

▶問い合わせ 建築課住宅管理担当 ☎550-1554